

平成29年7月11日
資料提供

総務課 行政情報サービスセンター 担当者：鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236
--

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存在決定に対する審査請求に係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成29年5月30日に開催した第282回石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

1 答申第197号（諮問案件第250号）

法定外税「核燃料税」の更新に関して、石川県が平成24年7月4日に総務省と打ち合わせをした際の会議録、メモ書き、復命書等の文書一式に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問

2 答申第198号（諮問案件第251号）

石川県土砂災害情報システム（砂防アイ）に示されている農業基盤課の所管する地すべり危険箇所のうち、金沢市鴛原地区の指定平面図の根拠となる資料等に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第197号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第250号）
法定外税「核燃料税」の更新に関して、石川県が平成24年7月4日に総務省と打ち合わせをした際の会議録、メモ書き、復命書等の文書一式
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
公文書不存在
- 3 担当課（所）
総務部税務課
- 4 審査請求等の経緯

ア H28. 4. 25 公開請求	エ H28. 6. 20 諮問
イ H28. 5. 17 公文書不存在決定	オ H29. 7. 11 答申
ウ H28. 5. 24 審査請求	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、会議録及び復命書は作成されていないと述べ、また、同日は担当職員が随行しておらず、担当職員のメモ書きはなく、電磁的記録も存在していないと述べている。</p> <p>審査請求書に添付して提出された総務省の「石川県「核燃料税」についての打合せの概要」の写し「来庁者」欄には、総務部長1名のみ記載されており、担当職員の随行はなかったとする実施機関の説明と符合している。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対応する公文書は作成されておらず、保管していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

6 審査経緯 審査回数 4回

諮問案件第250号

(別紙)
答申第197号

答 申 書

平成29年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年4月26日に、法定外税「核燃料税」の更新に関して、石川県が平成24年7月4日に総務省と打ち合わせした際の会議録、メモ書き、復命書等の文書一式の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

以下、特にことわりなく、会議録、メモ書き、電磁的記録及び復命書と記載する場合は、いずれも、上記打合せの際のものをいう。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成28年5月10日に、公開期限を同月17日まで延長することを決定し、平成28年5月17日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。（保有していない理由）

会議録は作成しておらず、復命書は口頭復命により不作成であるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年6月20日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の特定及び公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書が存在しないことは、常識では考えられない。仮に、会議録や復命書が存在しないのであれば、担当職員のメモ書きや電磁的記録など、打合せの内容の手がかりとな

るあらゆる記録を公開すべきである。

- (2) 核燃料税などの法定外普通税の新設・変更にあたっては、総務大臣の同意を得る必要があり、そのため、事前協議となる総務省との打合せは極めて重要な場といえ、総務省から一定程度の理解が得られなければ核燃料税更新の目途が立たない。それにも関わらず、復命書や会議録等を作成していないのは不自然である。

打合せにおいて、総務部長は、「2月の定例議会から県議に対して、更新のための布石を打ってきたこともあり、…目立った抵抗はなかった」と発言している。これだけ周知な準備を進めていたにも関わらず、会議録等やメモ書き等が存在しないことは、常識的に考えられない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成24年7月4日の総務省との打合せは、総務部長が核燃料税新設協議書を持参し、新設の理由等について説明を行ったもので、復命書は作成されていない。
- 2 当日は担当職員が随行していなかったことから、担当職員によるメモ書きや電磁的記録についても、存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年7月4日に行われた総務省と石川県の核燃料税に関する打合せに係る会議録、メモ書き、電磁的記録及び復命書の公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

審査請求人は、第3で述べたとおり、復命書や会議録等を作成していないのは不自然であると主張し、仮に復命書や会議録等が存在しないのであれば、担当職員のメモ書きや電磁的記録など、打合せの内容の手がかりとなるあらゆる記録を公開すべきであると主張している。

実施機関は、会議録及び復命書は作成されていないと述べ、また、当日は担当職員が随行しておらず、担当職員のメモ書きはなく、電磁的記録も存在しないと述べている。

審査請求書に添付して提出された総務省の「石川県「核燃料税」についての打合せの概要」の写しの「来庁者」欄には、総務部長1名のみ記載されており、担当職員の随行はな

諮問案件第250号

かったとする実施機関の説明と符合している。

このようなことから、本件公開請求に対応する公文書は作成しておらず、保管していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 6 月 20 日	○諮問を受けた。(諮問案件第250号)
平成 28 年 7 月 30 日	○実施機関(総務部税務課)から弁明書(写し)を収受した。
平成 28 年 11 月 11 日 (第 278 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 1 月 27 日 (第 280 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 3 月 6 日 (第 281 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 5 月 30 日 (第 282 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第198号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第251号）

石川県土砂災害情報システム（砂防アイ）に示されている農業基盤課の所管する地すべり危険箇所の金沢市鴛原町地区について

- (1) 指定平面図の根拠となる資料
- (2) 指定した際の公文書
- (3) 指定に当たり、河川課と協議した公文書
- (4) 指定に当たり、森林管理課と協議した公文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

公文書不存在

3 担当課（所）

農林水産部農業基盤課

4 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ア H28. 7. 25 公開請求 | エ H28. 9. 5 諮問 |
| イ H28. 8. 8 公文書不存在決定 | オ H29. 7. 11 答申 |
| ウ H28. 8. 17 審査請求 | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>審査請求人は、農業基盤課が所管する土砂災害情報システムに示されている地すべり危険箇所の金沢市鴛原町地区について、事前の調査の成果をもとに指定範囲が確定するもので、それらの記録は、地すべり等防止法に基づき台帳を整備することが定められており、保管しているはずであると主張している。</p> <p>実施機関は、これに対して、地すべり等防止法に基づいて指定された地すべり防止区域は台帳を整備することが定められているが、地すべり危険箇所は法的根拠に基づくものではなく、調査の手引きにより取りまとめられたものとしている。</p> <p>地すべり防止法第3条では、「主務大臣は、…関係都道府県知事の意見をきいて、…地すべり防止区域として指定することができる」と規定され、同法第26条では、知事は、地すべり防止区域台帳を調整し保管するとされており、土砂災害情報システム上においても地すべり防止区域は別に表示されている。</p> <p>このようなことから、地すべり危険箇所については、法的根拠に基づくものではなく、台帳の整備に関する法的規定もないとする実施機関の主張は、不合理ではない。</p> <p>また、本件公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄には、「鴛原町地区の指定平面図の根拠となる資料」の公開を求める旨の記載がされているが、「地すべり危険地調書」は、地区の概要を示しただけのものであり、本件公開請求に対応する公文書ではないとした実施機関の主張は不合理ではない。</p> <p>次に、実施機関は、地すべり危険箇所の公表に係る文書については、土砂災害情報システムの運用に係る公文書として、事務事業の計画及び運営に関する文書に分類されるので、保存期限が5年であるため、保管していないと述べている。</p>

	<p>石川県文書管理規程の別表2「文書保存期間基準」に「事務事業の計画及び運営に関する文書」の保存期間は5年と規定されているので、保存期限経過により保管していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>
--	---

6 審査経緯 審査回数 4回

諮問案件第251号

(別紙)
答申第198号

答 申 書

平成29年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年7月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

石川県土砂災害情報システム（砂防アイ）（以下「土砂災害情報システム」という。）に示されている農業基盤課の所管する地すべり危険箇所の金沢市鷺原町地区について

- （1）指定平面図の根拠となる資料
- （2）指定した際の公文書
- （3）指定に当たり、河川課と協議した公文書
- （4）指定に当たり、森林管理課と協議した公文書

なお、土砂災害情報システムの土砂災害情報マップ（以下「情報マップ」という。）において、農業基盤課所管の「地すべり危険箇所」に相当する箇所は、「地すべり危険地区」と表記されているが、審査請求人及び実施機関ともに「地すべり危険箇所」と記載しているので、以下、「地すべり危険箇所」とする。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成28年8月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

当該文書は、県には存在しない。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年9月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の特定及び公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地すべり指定地や地すべり危険箇所などは、事前の調査の成果をもとに指定範囲が確定するもので、それらの記録は台帳として保存されているはずである。
実際の指定は、事前の踏査や航空写真判定などの成果があって初めて指定範囲が確定するもので、地元との協議も含めた様々な過程を経て決定される。それらの経緯は全て公文書として保存されているはずである。
- (2) また、保全対象に応じて、国土交通省、農林水産省及び林野庁がそれぞれ所管しているため、実際の指定地の決定に当たっては、三機関の間で公式な協議が行われて区分分けがなされると聞いているので、当然、その協議結果も公文書として保存管理されているはずである。
- (3) 地すべり指定地や危険箇所については、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）において、同法施行規則（昭和33年農林省・建設省令第1号）に規定する内容を記載した台帳を整備することが定められている。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 実施機関が弁明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 地すべり危険箇所の区域設定については、地すべり等防止法による法的根拠はない。
 - (2) 地すべり等防止法第26条（地すべり防止区域台帳）では、地すべり防止区域については台帳を整備することが定められているが、地すべり危険箇所については同法に記載はない。
- 2 当審査会から実施機関に対して、地すべり危険箇所に関して確認したところ、次のような説明があった。
 - (1) 土砂災害情報システムは、平成15年度に庁内用システムとして運用を開始し、平成17年度からホームページ上で公開している。
 - (2) 情報マップに記載されている「地すべり危険地区（農業基盤整備）」については、実施機関において保管している「地すべり危険地調書」の二万五千分の一の地形図と地区名及び範囲が概ね一致するため、これを転載したものと認識しているが、庁内用システムの運用に関する文書は、事務事業の計画及び運営に関する文書に分類されるもので、保存期限が5年であるため、保管していない。
なお、この「地すべり危険地調書」は、「農林水産省構造改善局計画部資源課『地すべり危険地調査の手引き』平成6年6月」（以下「調査の手引き」という。）により取りまとめられたもので、この調書には、範囲が示されているものの、公開請求者が求める地すべり危険箇所の範囲の確定に至るまでの事前踏査や空中写真解析等の経緯が示されていない。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

土砂災害情報システムの農業基盤課の所管する地すべり危険箇所の金沢市鴛原町地区に関する指定平面図の根拠となる資料、指定した際の公文書並びに指定に当たり河川課及び森林管理課と協議した公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

審査請求人は、農業基盤課が所管する土砂災害情報システムに示されている地すべり危険箇所の鴛原町地区について、事前の調査の成果をもとに指定範囲が確定するもので、それらの記録は、地すべり等防止法に基づき台帳を整備することが定められており、保管しているはずであると主張している。

実施機関は、これに対して、地すべり等防止法に基づいて指定された地すべり防止区域は台帳を整備することが定められているが、地すべり危険箇所は法的根拠に基づくものではなく、調査の手引きにより取りまとめられたものであるとしている。

また、実施機関において保管している鴛原町地区に係る「地すべり危険地調書」の地区名及び範囲が、土砂災害情報システムの地区と概ね一致するので、これを転載したものと認識しているが、この調書には、範囲は示されているものの、公開請求者が求める地すべり危険箇所の範囲の確定に至るまでの経緯を示す資料ではないと述べている。

地すべり等防止法第 3 条では、「主務大臣は、・・・関係都道府県知事の意見をきいて、・・・地すべり防止区域として指定することができる」と規定され、同法第 2 6 条では、知事は、地すべり防止区域台帳を調製し保管するとされており、土砂災害情報システム上においても地すべり防止区域は別に表示されている。

このようなことから、地すべり危険箇所については、法的根拠に基づくものではなく、台帳の整備に関する法的規定もないとする実施機関の主張は、不合理ではない。

また、本件公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄には、「鴛原町地区の指定平面図の根拠となる資料」の公開を求める旨の記載がされているが、「地すべり危険地調書」は、地区の概要を示しただけのものであり、本件公開請求に対応する公文書ではないとした実施機関の主張は不合理ではない。

次に、実施機関は、地すべり危険箇所の公表に係る文書については、土砂災害情報システムの運用に係る公文書として、事務事業の計画及び運営に関する文書に分類されるもので、保存期限が 5 年であるため、保管していないと述べている。

諮問案件第251号

石川県文書管理規程の別表2「文書保存期間基準」に「事務事業の計画及び運営に関する文書」の保存期間は5年と規定されているので、保存期限経過により保管していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年9月5日	○諮問を受けた。(諮問案件第251号)
平成28年7月30日	○実施機関(農林水産部農業基盤課)から弁明書(写し)を受理した。
平成28年12月22日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成29年1月27日 (第280回審査会)	○事案の審議を行った。
平成29年3月6日 (第281回審査会)	○事案の審議を行った。
平成29年5月30日 (第282回審査会)	○事案の審議を行った。